

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月31日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)5156 - 1111
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部 事業企画担当部長 村岡 正貴
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモを指し、「対象者」とは、マガシーク株式会社を指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

マガシーク株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 平成18年1月30日開催の対象者臨時株主総会及び平成18年2月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

3【買付け等の目的】

(1) 公開買付けの概要

当社は、平成25年1月30日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に上場する対象者について、その親会社である伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)が本書提出日現在所有する対象者普通株式13,640株(対象者が平成24年11月12日に提出した第10期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数(21,190株)に対する所有割合:64.37%(小数点以下第三位四捨五入。以下「所有割合」といいます。))のうち5,298株(所有割合:25.00%)を除く対象者の発行済普通株式及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者の株主を当社及び伊藤忠商事のみとし、対象者を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本書提出に伴う公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けの実施にあたり伊藤忠商事との間で、平成25年1月30日付で、株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)及び公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、伊藤忠商事が、その所有する対象者普通株式13,640株(所有割合:64.37%)のうち8,342株(所有割合:39.37%)について本公開買付けに応募し、残りの5,298株(所有割合:25.00%)については本公開買付けに応募せず本公開買付け後も引き続き所有する旨の合意を得ております。なお、本株主間契約及び本公開買付応募契約の詳細については、後記「(6)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、上記のとおり、対象者の発行済普通株式(但し、伊藤忠商事が所有する5,298株(所有割合:25.00%)を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておりません。他方で、買付予定数の下限については、対象者が平成24年11月12日に提出した第10期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数(21,190株)に3分の2を乗じて得た数(14,127株、小数点以下切り上げ。)から、伊藤忠商事が本公開買付けに応募せず本公開買付け後も引き続き所有する旨の合意をしている株式数(5,298株)を控除した株式数8,829株(所有割合:41.67%)と設定しております。従いまして、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,829株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,829株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限である8,829株から伊藤忠商事が本公開買付けに応募を予定している株式数(8,342株)を控除した株式数は487株(所有割合:2.30%)となります。

対象者が平成25年1月30日付で公表した「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)から取得した対象者の普通株式の株式価値に関する平成25年1月30日付株式価値算定書(以下「対象者算定書」といいます。)、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、当社及び対象者の支配株主(東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び同施行規則第3条の2において定義されます。以下同じです。)である伊藤忠商事との間で利害関係を有しない対象者の独立役員(東京証券取引所の定める有価証券上場規程第436条の2において定義されます。以下同じです。)の意見の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その権利行使条件等に照らすと、当社が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価格算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性についての検証を行っていないことから、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。かかる本公開買付けに関する意見については、対象者の取締役のうち、細見研介氏が伊藤忠商事の従業員を兼任していること、及び駒谷隆明氏が同社からの出向者であることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、細見研介氏及び駒谷隆明氏以外の2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を承認する決議を行った後、更に、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、細見研介氏及び駒谷隆明氏を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨を承認する決議を行っているとのことです。

また、対象者の社外監査役である日野歳寛氏を除く対象者の監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する日野歳寛氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会に出席していないとのことです。

対象者は平成25年1月30日付で「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年1月30日開催の対象者取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、平成3年8月、日本電信電話株式会社の出資により、エヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立以来、携帯電話サービスを提供してまいりました。以後、「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」に向けて「iモード®」サービス、ケータイクレジット「iD®」の提供、新たな通信規格であるLTE（注1）を利用した「Xi®」（クロスシ）サービスを開始するなど、お客様の多様なニーズに応える様々なサービスの進化に取り組んでおります。

当社は、「2020年ビジョン」として当社が掲げる「HEART～スマートイノベーションへの挑戦～」を実現するための確実なステップとして、平成27年度に向けて取り組む方向性を示す「中期ビジョン2015～スマートライフの実現に向けて～」を策定いたしました。今後当社は、モバイルのサービス進化と、産業・サービスの融合による新たな価値創造への取り組みを当社のクラウドコンピューティング（注2）で加速させ、お客様の暮らしやビジネスがより安心・安全かつ便利・効率的になることにより、より充実したスマートライフの実現を目指しております。

当社のチャレンジとして、平成23年11月よりスマートフォン向けに提供する当社直営のコンテンツマーケット「dマーケット®」を開始し、平成24年12月には「dマーケット®」のコンテンツジャンルの拡充として、スマートフォンやタブレットから、ネットショッピングを簡単に日常的にご利用できるサービス「dショッピング™」の提供を開始いたしました。

（注1）LTEとは、Long Term Evolutionの略称であり、第三代携帯電話を発展させた次世代通信方式をいいます。

（注2）クラウドコンピューティングとは、ネットワーク、特にインターネットを介したハードウェア、ソフトウェア等の利用形態をいいます。

一方、対象者は、代表取締役社長の井上直也氏が伊藤忠商事内で、平成12年8月にファッション雑誌に掲載された商品インターネットで買えるサービス「「雑誌（magazine）で探す（seek）」「MAGASEEK」」事業をファッションEC（注3）の黎明期に開始し、平成15年4月の対象者設立後、伊藤忠商事から当該事業を移管いたしました。その後、ファッションEC市場の拡大とともに業容を拡大し、平成18年11月には東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

対象者の主な事業は、洋服をインターネットで買える総合ファッションECサイト「MAGASEEK」の運営を行うマガシーク事業と、アウトレットECサイト「OUTLET PEAK」の運営を行うアウトレットピーク事業です。「OUTLET PEAK」は値下げ商品を専門に販売するECサイトであり、「MAGASEEK」内でセールに対する消費者の反応が強く、かつセール期間以外でも値下げ販売を希望するブランドが存在すること、さらには雑誌掲載商品をメインで販売する「MAGASEEK」のコンセプトとも異質であったことから、平成16年2月にアウトレットピーク事業を開始いたしました。いずれもモバイル端末及びパソコンからアクセス可能なインターネット上での総合ファッションECサイトであり、各サイトともに当社のiモード®の他、当社同業他社の公式サイトに登録されております。当社においては平成12年8月に「MAGASEEK」をiモード®公式サイトとしては初めてファッション商品の販売を手がけるサイトとして認定いたしました。

有名アパレルメーカーからの仕入体制を持つ対象者は、これらECサイトの運営にあたり、雑誌掲載商品の取扱いをはじめ、各仕入先との緊密な連携関係や商談、対象者独自のマーケティング分析、モバイル・パソコンそれぞれの媒体特性及び媒体利用者の属性に合わせた商品の選定を行うなど、ファッションに特化したノウハウなどに強みを持ち、平成24年12月末現在で約600もの有名ブランドのアパレル・時計・アクセサリ・靴・雑貨等のファッション商品を取り扱い、会員数も167万人超にまでに成長いたしました。

また、対象者は、ファッション雑誌との連動したサービスでスタートいたしましたが、現在では雑誌掲載商品に限定されない品揃えでお客様よりご支持いただき、総合ファッションモールに成長いたしました。平成24年夏・冬のセール期には、人気俳優やタレントをキャスティングした対象者初となる大型テレビCMを放映し、対象者が目指す「明日が楽しくなる」サービスの映像化による訴求を行うとともに、平成24年9月にはECサイトを全面リニューアルし、「自分のためのセレクトショップ」という新しいコンセプトをインターネットという空間に再現するといった新たな取り組みも行ってあります。物流拠点も神奈川県座間市に移し、自社運営のフルフィルメント事業（注4）を行い、今後はアパレル等のECの受託業務にも積極的に取り組み、在庫の一元化を進めていく方針です。さらに平成24年11月には、中国におけるファッションEC事業を開始するなど、さまざまなプロモーション活動と連動コンテンツの充実を図り、サービスレベルと認知度をさらに向上させ、アクティブ会員（過去1年間で1回以上購入履歴のある会員）を増やすことで企業価値を高め、さらなる飛躍を目指しております。

このような対象者の事業内容は、当社が中期ビジョンで掲げる領域の一つであるコマース事業（注5）への本格展開を加速することができると考えております。具体的には、コマース事業を展開する上で、“アパレル”は重要な領域であり、モバイルで日常的に利用するサービスを提供できる点において、事業シナジーが期待でき、また、対象者の取り扱う商品は充実したブランドラインナップで20～30代女性に一定規模の顧客基盤を有し、当社の商品（スマートフォン、タブレット等）と組み合わせ合わせた付加価値の高いコマースサービスを提供することで、両社の顧客満足度を相互に向上させることができる点においても、事業シナジーが期待できます。

なお、これらの事業シナジーとしては、タブレットやモバイル端末を活用したマーケティングの高度化、当社顧客基盤を活用した送客モデルの構築、ケータイでの簡易決済による利便性向上など、新たなモバイルとコマース事業とのシナジーも想定しております。

（注3） ECとは、インターネットを利用して契約や決済を行う電子商取引をいいます。

（注4） フルフィルメント事業とは、アパレルメーカーから物流を含む全てのEC関連業務を受託するサービス事業をいいます。

（注5） コマース事業とは、ネット及びリアル店舗での商品・サービス取引事業をいいます。

当社は、対象者の更なる成長には、持続的な会員数の拡大が欠かせない要素であると考えており、当社の既存のお客様層6,000万人及びこれまで他社との提携で培ってきたネット環境での会員化スキームは、対象者の更なる成長に大きな役割を果たしうるものと考えております。一方、当社の既存のお客様層に対しても、対象者のサービスを通じ、産業の垣根を越えた新たな価値を提供することに繋がるものと考えております。

そこで、当社は、平成24年8月中頃に対象者の親会社である伊藤忠商事及び対象者に対して、対象者への資本参加に関心がある旨を表明し、同年9月から伊藤忠商事及び対象者との間で協議を開始いたしました。その後、平成24年10月に、当社は、伊藤忠商事及び対象者との間で、本公開買付けを通じた対象者の発行済株式の取得による対象者への資本参加の可能性について具体的な検討を進めることを確認し、デュー・ディリジェンスを経て当社、伊藤忠商事及び対象者の間で更に協議を進めた結果、対象者が当社の子会社として当社グループの一員となることにより、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、上記のような当社と対象者の協業によるシナジー効果を最大化するとともに、本取引後においても伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式総数（対象者が所有する自己株式を除きます。）の25%を引き続き所有することにより、対象者が、ファッション商品の取扱いについて総合会社としての優れた経験と実績を有する伊藤忠商事との間でも引き続き協業を図っていくことが、対象者ひいては当社グループの長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であるとの結論に至りました。

以上のような経緯を経て、当社は、平成25年1月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、伊藤忠商事との間で本株主間契約及び本公開買付応募契約を締結いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の対象者を非公開化するための手続により、対象者の株主が当社と伊藤忠商事のみとなった後の対象者の経営体制については、当社と対象者の協業によるシナジー効果を早期に極大化するとともに、伊藤忠商事と対象者との間の協業を円滑に進めるため、当社から若干名の役員を派遣するとともに、伊藤忠商事から1名の役員の派遣を受ける予定です。また、対象者の代表取締役社長である井上直也氏は、本公開買付成立後も、引き続き対象者の代表取締役社長にとどまることを予定しております。なお、双方が派遣する役員の詳細については、本公開買付けが成立した後に検討することを予定しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を非公開化する方針ですが、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式（但し、伊藤忠商事が所有する5,298株（所有割合：25.00%）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に本取引の一環として、以下の方法により当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済株式の全てを取得するための手続を実施する予定です。また、当該手続が完了した場合、対象者は当社の連結子会社となり、伊藤忠商事の持分法適用会社となる予定です。

当該手続の具体的な方法としては、本公開買付けが成立した後に、当社は、平成25年6月開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、(a)対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別個の種類対象者株式を交付することを付議議案とすること、並びに上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、当社及び伊藤忠商事は、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様には交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、当社及び伊藤忠商事以外の対象者の普通株主のうち本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、()上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの()又は()の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合又は当社以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社及び伊藤忠商事以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において当社以外の普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、上記のとおり、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付け成立後、対象者の株主を当社と伊藤忠商事のみとするための手続を予定しておりますので、その場合にも当該手続によって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本株主間契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり伊藤忠商事との間で、平成25年1月30日付で、本株主間契約を締結しています。本株主間契約においては、()本取引の実施、()本取引の実施後における当社と伊藤忠商事の出資割合（当社が75%、伊藤忠商事が25%）、()当社及び伊藤忠商事から対象者への役員の派遣等の対象者のガバナンスに関する事項、()当社による、対象者が運営するウェブサイトのユーザー数増加に向けた各種施策その他対象者の事業運営に係る協力に関する事項、()伊藤忠商事による、対象者が取り扱う商材の拡充に向けた協力及び商材の供給並びに対象者への物流業務の委託に関する事項、()対象者の資金調達その他資本政策に関する事項、()当社及び伊藤忠商事が所有する対象者株式の譲渡の原則禁止その他対象者株式の譲渡に関する事項等について、合意しております。なお、上記の()から()は、本取引の完了（全部取得条項付種類株式を用いた手続が行われる場合には、全部取得条項付種類株式の全部取得の効力発生時点をもって本取引の完了とします。）を条件として効力が生じます。

本公開買付応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり伊藤忠商事との間で、平成25年1月30日付で、伊藤忠商事が、その所有する対象者普通株式13,640株（所有割合：64.37%）のうち8,342株（所有割合：39.37%）について本公開買付けに応募し、残りの5,298株（所有割合：25.00%）については本公開買付けに応募せず本公開買付け後も引き続き所有する旨の本公開買付応募契約を締結しております。なお、伊藤忠商事は、(a)当社の本公開買付応募契約上の表明保証（注1）が真実かつ正確ではない場合、(b)当社に本公開買付応募契約上の義務（注2）の違反がある場合、(c)適用ある法令等に従い本公開買付けの開始に必要な手続の全てが採られていない場合、(d)本公開買付けに対抗する公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が公表され、当社と伊藤忠商事との間で対応策に関する協議が調わない場合において、対抗公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付価格が本公開買付価格を一定程度上回る価格である場合であって、かつ、伊藤忠商事が本公開買付けに応募することにより、伊藤忠商事の取締役の善管注意義務違反を生じるおそれがある場合等には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、伊藤忠商事がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。なお、伊藤忠商事が本公開買付応募契約において応募することが予定されている対象者普通株式の全部又は一部を本公開買付けに応募しなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

（注1）本公開買付応募契約においては、（ ）当社の存在の適法性・有効性、（ ）権利能力・行為能力、（ ）法令等・社内規則に従った手続の履践、（ ）本公開買付応募契約の執行可能性、（ ）違反の不存在、（ ）反社会的勢力との関係の不存在、（ ）未公表の重要事実の不存在、（ ）直ちに転売する予定の不存在が当社の表明保証事項とされております。

（注2）本公開買付応募契約において、当社は、（ ）法令等に従って本公開買付けを開始するために必要な手続を採る義務、（ ）決済日までの間に当社による表明保証違反若しくはそのおそれ又は本公開買付応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに伊藤忠商事に通知する義務、（ ）未公表の重要事実を認識した場合の通知及び協議の義務、（ ）秘密保持の義務、（ ）契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

（7）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の親会社である伊藤忠商事が当社と本株主間契約及び本公開買付応募契約を締結していることから、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、S M B C日興証券は、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成25年1月30日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 95,474円から96,394円

D C F法 114,818円から151,258円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年1月29日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値96,394円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値について同じです。）及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値95,474円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を95,474円から96,394円までと分析しております。

D C F法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の平成25年3月期下半期（平成24年10月）以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を114,818円から151,258円までと分析しております。

S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した対象者の事業計画には、大幅な増益又は減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、主として対象者が平成25年1月30日付で公表した「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、競争環境の激化を原因とする売上高の減少による減益と、広告の効果による認知度の拡大に伴うアクティブ会員の増加等による増益の効果を見込んでいるためとのことです。

当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向、伊藤忠商事との協議・交渉、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年1月30日に本公開買付価格を135,000円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年1月29日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値102,000円に対して32.35%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値96,394円に対して40.05%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値95,474円に対して41.40%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年1月30日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値100,000円に対して35.00%のプレミアムを加えた価格となっております。

一方、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、新株予約権の権利行使の条件として、権利行使時においても対象者、対象者子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要し、また譲渡はできないものとされております。このような本新株予約権の内容に照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得してもこれを行行使することはできないと考えることから、本新株予約権に係る買付け等の価格は、本新株予約権1個当たり1円とすることといたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの算定書は取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、みずほ証券は、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はみずほ証券から対象者算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価基準法 95,474円から102,000円

DCF法 126,639円から169,581円

市場株価基準法では、基準日を平成25年1月29日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の基準日終値（102,000円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（96,394円）及び直近3ヶ月の終値の単純平均値（95,474円）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を95,474円から102,000円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の財務予測、直近までの業績動向、当社、伊藤忠商事及び対象者で生み出されることが期待されるシナジー並びに対象者より提出を受けた情報等を考慮のうえ、対象者の事業活動によって生み出される平成25年3月期下半期（平成24年10月）以降の将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を126,639円から169,581円と算定しているとのことです。

対象者が、みずほ証券に提出したDCF法による算定の際に前提となる対象者の財務予測には、大幅な増益又は減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、主として対象者が平成25年1月30日に公表しております「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて今年度の業績予想を修正したとおり、競争環境の激化を原因とする売上高の減少による減益と、広告の効果による認知度の拡大に伴うアクティブ会員の増加等による増益の効果を見込んでいるためとのことです。

また、対象者は、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者、対象者子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要し、また譲渡はできないものとされているため、当社が取得してもこれを行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

(注) みずほ証券は、対象者算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会での検討及び意思決定に際しては、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、森・濱田松本法律事務所をリーガル・カウンセラーとして選定し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の法的留意点に関して必要な法的助言を得ているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月30日、当社及び対象者の支配株主である伊藤忠商事との間に利害関係を有せず、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役の藏本隆氏から、()本公開買付けを含む本取引について、対象者の企業価値の向上の観点から検討が行われていること、()本公開買付価格その他の本取引の諸条件について当社と伊藤忠商事及び対象者との間で交渉が行われており、かつ、対象者における本公開買付けに関する意見の決定過程において公正な手続を通じて少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、() ()、()及びみずほ証券による対象者普通株式の株式価値の算定結果等に鑑み、本公開買付価格の公正性が確保されていると考えられていること等の事情を総合的に検討した上で、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明に係る対象者の決定が、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を入手しているとのことです。なお、当該意見書は、本公開買付けが成立した後に、当社が対象者の支配株主に該当し、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載の対象者を非公開化するための手続が支配株主との重要な取引等に該当することとなった場合における、支配株主との重要な取引等についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、みずほ証券から取得した対象者算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、当社及び対象者の支配株主である伊藤忠商事との間で利害関係を有しない対象者の独立役員の見解の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議・検討を行ったとのことです。また、これと並行して、本公開買付けを含む本取引が実現した場合における、当社の設置・運営するECサイトにおいて対象者が取り扱うファッション関連商品を販売することを含む、対象者と当社との協業のあり方にかかる当社との間の協議、及び、伊藤忠商事による、対象者が取り扱う商材の拡充に向けた協力及び商材の供給並びに対象者への物流業務の委託に関する事項を含む対象者と伊藤忠商事との協業のあり方にかかる伊藤忠商事との協議をそれぞれ開始しており、今後もかかる協議を継続して行っていく予定であるとのことです。

スマートフォンにおけるアクセス及び受注のウェイトが急増している市場環境の中、対象者はスマートフォンユーザーから最も支持されるファッションECサイトを構築することが他社との差別化の重要なカギになると考えているとのことです。当社はモバイル事業及び端末に対する知見や技術力を有しており、対象者が当社と資本関係を構築し、当該資本関係を背景とした新たな事業を行うことで、対象者の競争力が向上することが期待できます。即ち、対象者はマガシーク事業の認知度強化が急務であると考えている中、当社が有する約6,000万人の契約者に対してアプローチが可能となること、広告宣伝におけるシナジーが期待できること等、認知度強化・会員数拡大において大きな効果が見込めるものと考えているとのことです。これら当社との提携による事業規模拡大に加え、繊維業界との関係性の深い伊藤忠商事とも資本関係を継続することにより、品揃えをより拡大・加速できるものと考えているとのことです。その結果、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その権利行使条件等に照らすと、当社が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価格算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性についての検証を行っていないことから、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。かかる本公開買付けに関する意見については、対象者の取締役のうち、細見研介氏が伊藤忠商事の従業員を兼任していること、及び駒谷隆明氏が同社からの出向者であることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、細見研介氏及び駒谷隆明氏以外の2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を承認する決議を行った後、更に、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、細見研介氏及び駒谷隆明氏を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨を承認する決議を行っているとのことです。

また、対象者の社外監査役である日野歳寛氏を除く対象者の監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する日野歳寛氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会に出席していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社、伊藤忠商事及び対象者は、対象者が対抗公開買付けを行おうとする者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗公開買付けを行おうとする者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年1月31日(木曜日)から平成25年3月14日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	平成25年1月31日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金135,000円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年1月30日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。</p> <p>なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 95,474円から96,394円 DCF法 114,818円から151,258円</p> <p>市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年1月29日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値96,394円及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値95,474円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を95,474円から96,394円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の平成25年3月期下半期(平成24年10月)以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を114,818円から151,258円までと分析しております。</p>

	<p>S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した対象者の事業計画には、大幅な増益又は減益を見込んでいる事業年度が含まれているとこのことです。これは、主として対象者が平成25年1月30日付で公表した「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、競争環境の激化を原因とする売上高の減少による減益と、広告の効果による認知度の拡大に伴うアクティブ会員の増加等による増益の効果を見込んでいるためとこのことです。</p> <p>当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向、伊藤忠商事との協議・交渉、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年1月30日に本公開買付価格を135,000円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年1月29日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値102,000円に対して32.35%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値96,394円に対して40.05%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値95,474円に対して41.40%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年1月30日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値100,000円に対して35.00%のプレミアムを加えた価格となっております。</p> <p>(2) 新株予約権</p> <p>本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、新株予約権の権利行使の条件として、権利行使時においても対象者、対象者子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要し、また譲渡はできないものとされており、このような本新株予約権の内容に照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得してもこれを行わせることはできないと考えることから、本新株予約権に係る買付け等の価格は、本新株予約権1個当たり1円とすることといたしました。</p> <p>なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの算定書は取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、平成24年8月中頃に対象者の親会社である伊藤忠商事及び対象者に対して、対象者への資本参加に関心がある旨を表明し、同年9月から伊藤忠商事及び対象者との間で協議を開始いたしました。その後、平成24年10月に、当社は、伊藤忠商事及び対象者との間で、本公開買付けを通じた対象者の発行済株式の取得による対象者への資本参加の可能性について具体的な検討を進めることを確認し、デュー・ディリジェンスを経て当社、伊藤忠商事及び対象者の間で更に協議を進めた結果、対象者が当社の子会社として当社グループの一員となることにより、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、当社と対象者の協業によるシナジー効果を最大化するとともに、本取引後においても伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式総数(対象者が所有する自己株式を除きます。)の25%を引き続き所有することにより、対象者が、ファッション商品の取扱いについて総合商社としての優れた経験と実績を有する伊藤忠商事との間でも引き続き協業を図っていくことが、対象者ひいては当社グループの長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であるとの結論に至りました。</p> <p>以上のような経緯を経て、当社は、平成25年1月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p>

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、SMB C日興証券は、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年1月30日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当該意見の概要

上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 95,474円から96,394円

DCF法 114,818円から151,258円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年1月29日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値96,394円及び直近3ヶ月間の終値の単純平均値95,474円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を95,474円から96,394円までと分析しております。

DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の平成25年3月期下半期（平成24年10月）以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を114,818円から151,258円までと分析しております。

SMB C日興証券がDCF法による算定の際に検討した対象者の事業計画には、大幅な増益又は減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、主として対象者が平成25年1月30日付で公表した「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、競争環境の激化を原因とする売上高の減少による減益と、広告の効果による認知度の拡大に伴うアクティブ会員の増加等による増益の効果を見込んでいるためとのことです。

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向、伊藤忠商事との協議・交渉、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年1月30日に本公開買付価格を135,000円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年1月29日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値102,000円に対して32.35%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値96,394円に対して40.05%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値95,474円に対して41.40%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年1月30日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値100,000円に対して35.00%のプレミアムを加えた価格となっております。

	<p>一方、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、新株予約権の権利行使の条件として、権利行使時においても対象者、対象者子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要し、また譲渡はできないものとされており、このような本新株予約権の内容に照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得してもこれを行わせることはできないと考えることから、本新株予約権に係る買付け等の価格は、本新株予約権1個当たり1円とすることといたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの算定書は取得していません。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
16,012 (株)	8,829 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,829株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,829株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成24年11月12日に提出した第10期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(21,190株)に、対象者が平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる普通株式数(120株)を加算し、伊藤忠商事が本公開買付けに応募せず本公開買付け後も引き続き所有する旨の合意をしている株式数(5,298株)を控除した株式数(16,012株)です。なお、公開買付者は対象者より、平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる対象者の普通株式総数(120株)について、平成24年9月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております。

(注3) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	16,012
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	120
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月31日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月31日現在)(個)(g)	13,640
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	21,190
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	75.14
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(16,012株)に係る議決権の数です。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者が平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる普通株式数(120株)に係る議決権の数です。なお、公開買付者は対象者より、平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる対象者の普通株式総数(120株)について、平成24年9月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております。

(注3)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月31日現在)(個)(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者である伊藤忠商事が本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式(8,342株)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、伊藤忠商事が本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式数(8,342株)に係る議決権の数(8,342個)を分子である「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年1月31日現在)(個)(g)」に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年11月12日に提出した第10期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる普通株式数(120株)に係る議決権の数(120個)を加算した21,310個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。なお、公開買付者は対象者より、平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる対象者の普通株式総数(120株)について、平成24年9月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から30日を経過する日までは本株式取得をすることはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。但し、同条第8項ただし書の規定により、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該取得禁止期間を短縮することができます。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

当社は、本株式取得に関して平成25年1月7日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されており、平成25年1月28日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受領しております。また、当社は、同日付で、独占禁止法第10条第8項ただし書に基づき公正取引委員会より30日の禁止期間を21日に短縮する旨の禁止期間の短縮の通知を受けたため、取得禁止期間は平成25年1月28日の経過をもって終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年1月28日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第49号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

公経企第50号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

応募株券等が株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が新株予約権の場合の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」及び新株予約権証券をご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）、

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,161,620,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,200,620,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(16,012株)に、対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格(135,000円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】
【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	5,146,134
計(a)	5,146,134

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,146,134千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月21日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

新株予約権については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した「譲渡承認通知書」及び新株予約権証券を応募株主等（外国の居住者である新株予約権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】**(1) 【法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容】**

応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,829株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,829株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びウ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第13条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第19条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】**【公開買付者が提出した書類】****イ【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月20日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月1日 関東財務局長に提出

なお、事業年度 第22期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）に係る四半期報告書を平成25年2月5日に関東財務局長に提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

（東京都千代田区永田町二丁目11番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,640(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	13,640	-	-
所有株券等の合計数	13,640	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成25年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,640(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	13,640	-	-
所有株券等の合計数	13,640	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
 【特別関係者】

(平成25年1月31日現在)

氏名又は名称	伊藤忠商事株式会社
住所又は所在地	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
職業又は事業の内容	総合商社
連絡先	連絡先 伊藤忠商事株式会社 連絡場所 東京都港区北青山二丁目5番1号 電話番号 (03) 3497-2121
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

【所有株券等の数】

伊藤忠商事株式会社

(平成25年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,640 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	13,640	-	-
所有株券等の合計数	13,640	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本株主間契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり伊藤忠商事との間で、平成25年1月30日付で、本株主間契約を締結しています。本株主間契約においては、()本取引の実施、()本取引の実施後における当社と伊藤忠商事の出資割合(当社が75%、伊藤忠商事が25%)、()当社及び伊藤忠商事から対象者への役員の派遣等の対象者のガバナンスに関する事項、()当社による、対象者が運営するウェブサイトのユーザー数増加に向けた各種施策その他対象者の事業運営に係る協力に関する事項、()伊藤忠商事による、対象者が取り扱う商材の拡充に向けた協力及び商材の供給並びに対象者への物流業務の委託に関する事項、()対象者の資金調達その他資本政策に関する事項、()当社及び伊藤忠商事が所有する対象者株式の譲渡の原則禁止その他対象者株式の譲渡に関する事項等について、合意しております。なお、上記の()から()は、本取引の完了(全部取得条項付種類株式を用いた手続が行われる場合には、全部取得条項付種類株式の全部取得の効力発生時点をもって本取引の完了とします。)を条件として効力が生じます。

(2) 本公開買付応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり伊藤忠商事との間で、平成25年1月30日付で、伊藤忠商事が、その所有する対象者普通株式13,640株(所有割合:64.37%)のうち8,342株(所有割合:39.37%)について本公開買付けに応募し、残りの5,298株(所有割合:25.00%)については本公開買付けに応募せず本公開買付け後も引き続き所有する旨の本公開買付応募契約を締結しております。なお、伊藤忠商事は、(a)当社の本公開買付応募契約上の表明保証(注1)が真実かつ正確ではない場合、(b)当社に本公開買付応募契約上の義務(注2)の違反がある場合、(c)適用ある法令等に従い本公開買付けの開始に必要な手続の全てが採られていない場合、(d)本公開買付けに対抗する対抗公開買付けが公表され、当社と伊藤忠商事との間で対応策に関する協議が調わない場合において、対抗公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付価格が本公開買付価格を一定程度上回る価格である場合であって、かつ、伊藤忠商事が本公開買付けに応募することにより、伊藤忠商事の取締役の善管注意義務違反を生じるおそれがある場合等には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、伊藤忠商事がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。なお、伊藤忠商事が本公開買付応募契約において応募することが予定されている対象者普通株式の全部又は一部を本公開買付けに応募しなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

(注1) 本公開買付応募契約においては、()当社の存在の適法性・有効性、()権利能力・行為能力、()法令等・社内規則に従った手続の履践、()本公開買付応募契約の執行可能性、()違反の不存在、()反社会的勢力との関係の不存在、()未公表の重要事実の不存在、()直ちに転売する予定の不存在が当社の表明保証事項とされております。

(注2) 本公開買付応募契約において、当社は、()法令等に従って本公開買付けを開始するために必要な手続を採る義務、()決済日までの間に当社による表明保証違反若しくはそのおそれ又は本公開買付応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに伊藤忠商事に通知する義務、()未公表の重要事実を認識した場合の通知及び協議の義務、()秘密保持の義務、()契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

当社独自のサービスであるiモード®、spモード®内のファッション分野において、対象者を公式ページとして公認しておりますが、対価の授受等は発生しておりません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、みずほ証券から取得した対象者算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、当社及び対象者の支配株主である伊藤忠商事との間で利害関係を有しない対象者の独立役員の意見の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議・検討を行ったとのことです。また、これと並行して、本公開買付けを含む本取引が実現した場合における、当社の設置・運営するECサイトにおいて対象者が取り扱うファッション関連商品を販売することを含む、対象者と当社との協業のあり方にかかる当社との間の協議、及び、伊藤忠商事による、対象者が取り扱う商材の拡充に向けた協力及び商材の供給並びに対象者への物流業務の委託に関する事項を含む対象者と伊藤忠商事との協業のあり方にかかる伊藤忠商事との協議をそれぞれ開始しており、今後もかかる協議を継続して行っていく予定であるとのことです。

スマートフォンにおけるアクセス及び受注のウェイトが急増している市場環境の中、対象者はスマートフォンユーザーから最も支持されるファッションECサイトを構築することが他社との差別化の重要なカギになると考えているとのことです。当社はモバイル事業及び端末に対する知見や技術力を有しており、対象者が当社と資本関係を構築し、当該資本関係を背景とした新たな事業を行うことで、対象者の競争力が向上することが期待できます。即ち、対象者はマガシーク事業の認知度強化が急務であると考えている中、当社が有する約6,000万人の契約者に対してアプローチが可能となること、広告宣伝におけるシナジーが期待できること等、認知度強化・会員数拡大において大きな効果が見込めるものと考えているとのことです。これら当社との提携による事業規模拡大に加え、繊維業界との関係性の深い伊藤忠商事とも資本関係を継続することにより、品揃えをより拡大・加速できるものと考えているとのことです。その結果、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その権利行使条件等に照らすと、当社が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価格算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性についての検証を行っていないことから、新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。かかる本公開買付けに関する意見については、対象者の取締役のうち、細見研介氏が伊藤忠商事の従業員を兼任していること、及び駒谷隆明氏が同社からの出向者であることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、細見研介氏及び駒谷隆明氏以外の2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を承認する決議を行った後、更に、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、細見研介氏及び駒谷隆明氏を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨を承認する決議を行っているとのことです。

また、対象者の社外監査役である日野歳寛氏を除く対象者の監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する日野歳寛氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会に出席していないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 マザーズ市場						
	平成24年 7月	平成24年 8月	平成24年 9月	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月
最高株価(円)	143,000	108,800	125,000	118,500	100,100	97,000	102,900
最低株価(円)	100,500	100,000	103,200	95,000	95,600	85,000	88,000

(注)平成25年1月については、平成25年1月30日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)平成23年6月24日 関東財務局長に提出

事業年度 第9期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月22日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)平成24年11月12日 関東財務局長に提出

なお、対象者によれば、対象者は、事業年度 第10期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)に係る四半期報告書を平成25年2月14日に関東財務局長に提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

マガシーク株式会社

(東京都千代田区西神田三丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

(1)平成25年3月期 第3四半期決算短信

対象者は、平成25年1月30日付で「平成25年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信(非連結)の概要は以下のとおりです。なお、当該決算短信に記載された四半期財務書類につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成25年3月期(第10期) 第3四半期累計期間
売上高	6,573百万円
売上原価	4,988百万円
販売費及び一般管理費	1,926百万円
営業外収益	5百万円
営業外費用	3百万円
四半期純利益(四半期純損失)	358百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成25年3月期(第10期) 第3四半期累計期間
1株当たり四半期純損益	16,915.45円
1株当たり配当額	円
1株当たり純資産額	119,090.97円

(2)業績予想及び配当予想の修正

対象者は平成25年1月30日付で「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信(非連結)の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。また、同公表によりますと、対象者は、平成25年1月30日開催の対象者取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

平成25年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	11,565	2	0	0	27.06
今回修正予想(B)	9,600	511	509	533	25,153.37
増減額(B-A)	1,965	513	509	533	
増減率(%)	17.0				
(ご参考)前期実績 (平成24年3月期)	9,698	252	255	138	6,541.27